



長野県報

5月21日(木)
平成27年
(2015年)
第2675号

目次

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の所在地の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可(介護支援課) 3
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 3
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気環境課) 3
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 5
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課) 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課) 7



長野県告示第256号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
行田歯科医院	長野県茅野市仲町14-2	平成27年2月1日
コタケ薬局	長野県上田市小牧1205番地3	平成27年1月1日
諏訪赤十字病院	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成27年3月1日
せき整形外科	長野県松本市岡田松岡121-3	平成27年3月26日
ウエルシア薬局千曲内川店	長野県千曲市大字内川667番地1	平成27年3月1日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは	長野県茅野市玉川4300番地	諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは	長野県茅野市玉川4300番地	平成27年1月1日
訪問看護ステーションめぐみ	長野県松本市里山辺67番地1うつくしがはら温泉敬老園2F	訪問看護ステーションめぐみ	長野県松本市里山辺67番地1うつくしがはら温泉敬老園2F	平成27年3月1日

地域福祉課

長野県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年5月21日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
斉藤外科医院	長野県上田市蒼久保1177-7	長野県上田市蒼久保1177-7	長野県上田市蒼久保1177	平成26年6月30日

地域福祉課

長野県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年5月21日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
カタクラモール田多井薬局	長野県松本市中央4-9-43	平成27年3月24日
工藤産婦人科医院	長野県千曲市磯部941	平成27年2月24日
竹前外科胃腸科医院	長野県須坂市大字小山689	平成16年1月22日
服部メンタルクリニック	長野県松本市大手4丁目7番13号	平成27年3月20日

地域福祉課

長野県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を、次のとおり行いました。
平成27年5月21日

			長野県知事 阿部 守一
開設者の名称	施設 の 名 称	所 在 地	開設許可した年月日
社会福祉法人しなのさわやか福祉会	介護老人保健施設みぶの里	伊那市美篤5324番地1	平成27年5月14日

介護支援課

長野県告示第260号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。
平成27年5月21日

				長野県知事 阿部 守一
(登録特定行為事業者 指定訪問介護)				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日	
株式会社サングループ	訪問介護ステーションたいよう	北佐久郡御代田町御代田4108-1430	平成27年5月16日	
(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日	
社会福祉法人高遠さくら福祉会	地域密着型特別養護老人ホームみのりの杜	伊那市東春近8895-1番地	平成27年5月16日	
(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日	
社会福祉法人高遠さくら福祉会	地域密着型特別養護老人ホームみのりの杜	伊那市東春近8895-1番地	平成27年5月16日	
(登録特定行為事業者 住宅型有料老人ホーム)				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日	
合同会社A-line	住宅型有料老人ホームA愛ホーム	上田市十人52-3	平成27年5月16日	

介護支援課

長野県告示第261号

平成26年長野県告示第371号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。
平成27年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
別図に示す区域（別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県佐久地方事務所環境課に備え置いて縦覧に供します。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していないものとみなされた特定有害物質の種類

- カドミウム及びその化合物
- 水銀及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

- ほう素及びその化合物
- ポリ塩化ビフェニル
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していないものとみなされた特定有害物質の種類
- カドミウム及びその化合物
- 水銀及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- ふっ素及びその化合物
- ほう素及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置省略した土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査の過程を実施し、2及び3の基準に適合していることを確認

水大気環境課

長野県告示第262号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7940の28、7940の29

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年5月21日

長野県佐久建設事務所長 宮原 宣明

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 299号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字畑2099番8地先から 南佐久郡佐久穂町大字畑1777番5地先まで	旧	8.0～42.1 m	0.5488 km
同 上	新	10.5～42.1	0.5488

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年5月21日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1 道路の種類 県道

2 路線名 南小河内伊那松島停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2525番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2587番の1地先まで	旧	5.3～15.0 m	0.1978 km
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2673番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2582番の1地先まで	旧	12.5～22.0	0.3707
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2673番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2582番の1地先まで	新	12.5～22.0	0.3707

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年5月21日

長野県佐久建設事務所長 宮原 宣明

1 路線名 299号

2 供用を開始する区間

南佐久郡佐久穂町大字畑2099番8地先から

南佐久郡佐久穂町大字畑1777番5地先まで

3 供用を開始する期日 平成27年5月21日

道路管理課